

60歳未満の人で、自身や配偶者が会社を退職した時には国民年金加入の届け出が必要です。届け出を忘れると、年金を受けられない場合や、将来に受給できる年金額が少なくなる事がありますので、必ず届け出をしてください。

こんなとき	どうする	届け出先
会社を退職したとき	国民年金加入の届け出をする (扶養されている配偶者も同様)	町役場
配偶者の扶養からはずれたとき	国民年金加入の届け出をする	町役場
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	配偶者の扶養につく届け出をする	配偶者の勤務先
扶養についている配偶者が会社を変わったとき		配偶者の新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入の届け出をする	国内に協力者がいる →町役場 国内に協力者がいない →大垣年金事務所
	国民年金をやめる届け出をする	町役場
海外から転入したとき (厚生・共済年金加入者を除く)	国民年金加入の届け出をする	町役場 (配偶者の扶養につく場合は配偶者の勤務先)

町役場での届け出では個人番号(または基礎年金番号)、年金・健康保険資格喪失証明書または離職票が必要です。ご不明な点などがある場合は、事前に届け出先に確認してください。

また、年金と健康保険は別の制度です。60歳未満の人であれば、会社の健康保険を任意継続する場合でも国民年金の届け出が必要ですので、必ず行ってください。

☎ 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104



生ごみの80%は水分です。しっかりと水を切ってから捨てましょう。そのままごみとして出してしまうと焼却効率が悪く、多大な経費がかかります。生活と環境を考える会では、EM(有用微生物群)を活用したボカシを使って生ごみを良質な堆肥へと変え、家庭菜園や花壇づくりに活用して楽しんでいます。そのまま川に流すとヘドロの原因となる米のとぎ汁も、花や野菜、木にとっては栄養満点の肥料となります。なんでもごみにするのではなく、資源として有効に活用していきましょう。

開催日時： 6月26日(金) 12時45分 ~ 15時30分

開催場所： 町中央公民館 中ホール

内 容： もったいないバザー 12時45分 ~ 13時15分

ごみ減量について 13時15分 ~ 13時25分

菜園講座「夏野菜の管理と秋野菜の種のまき方」 . . 13時30分 ~ 15時30分

講師 柳瀬 正俊 氏

・土づくり、夏野菜の管理と秋野菜の種のまき方などについて、実演をまじえながら講演と質疑応答を行います。

主 催： 生活と環境を考える会 会長 佐竹 ☎32-2386

※参加は無料です。町民の皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

国際情勢の影響を受け、ナフサの確保が難しい状況が続き、石油製品の不足が問題になっているため、あらためてプラスチック製容器包装の分別回収の必要性が高まっています。「プラマーク」のあるプラスチック製容器包装は、養老町指定の赤い収集袋に集めて資源として出し、私たちの生活を自分たちで守りましょう。

※米のとぎ汁を2L持参いただき“とぎ汁発酵液”を作りましょう。畑の肥料としてご活用ください。

※植物性廃油の回収も行いますので、入っていた容器に入れて持ってきてください。

☎ 生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104